

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル

氏名 太誠産業株式会社

代表取締役 瀬戸 康肇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

川越市長 川合 善 明



許可の年月日

令和元年5月17日

許可の有効年月日

令和6年3月30日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理

溶融減容：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）

以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

中間処理及び処理に伴う保管は、2に掲げる場所で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	文書番号	変更内容
平成26年3月31日	川産発第725号	新規許可
平成27年10月21日	—	変更届（処理施設の変更）
令和元年5月17日	川産発第98号	更新許可
	以下余白	

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

存・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

埼玉県川越市大字下赤坂字大野原 7 1 5 番 1 の一部 以上 1 筆（面積 658.35 m²）に限る。

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
溶融減容施設	1.2 t/日 (8 時間)	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上 1 種類	平成 27 年 10 月 21 日 _____ _____

保管施設

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上 1 種類	34.5 m ²	2m

東京都豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル

太誠産業 株式会社

平成31年3月20日付けで申請のあった産業廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定により、次の条件を付けて許可します。

期 限 許可の有効期限は、令和6年3月30日とする。

条 件 中間処理及び処理に伴う保管は、埼玉県川越市大字下赤坂字大野原715番1の一部 以上1筆（面積658.35㎡）のうち、裏面に掲げる施設で行うこと。

令和元年 5 月 17 日

川越市長 川 合 善 明



教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として（訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
溶融減容施設	1.2 t / 日 (8時間)	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。) 以上1種類	平成27年10月21日 _____ _____

保管施設

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。) 以上1種類	34.5 m ²	2m